

第6章 廃棄物・リサイクル

- 1 循環型社会の構築
- 2 一般廃棄物の状況と対策
- 3 産業廃棄物の状況と対策

1 循環型社会の構築

大量生産、大量消費といった使い捨てのライフスタイルが定着し、ごみの処理量は年々増加するとともに質的にも多様化してきている。一方、最終処分場等の廃棄物処理施設は地域住民の理解が得られにくく、その建設が困難となってきた。

この結果、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の増加など、廃棄物対策は大きな社会問題となっており、この問題を抜本的に解決するためには、従来のごみ処理中心の対策から、生産、流通、消費、処理といったそれぞれの段階での発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を行う循環型社会を構築することが不可欠となっている。

こうした中、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種リサイクル関連法を整備してきている。

本県としても、このような中で循環型社会の構築を具体的に早期に実現するため、岡山県循環型社会形成推進条例^()を制定した。（平成14年4月1日施行（一部平成14年10月1日施行））

この条例では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位、県民、事業者、県の役割や岡山県エコ製品の認定など県として具体的に取り組む施策などを定めている。

（1）循環型社会形成推進条例の施行

廃棄物有効利用推進事業

県内で最も排出量の多い「汚泥」の排出抑制等のための指針「ごみゼロガイドライン」を策定し、排出事業者等へ発生抑制、再資源化等についての啓発を行った。

再生品使用促進事業

グリーン購入対策会議を設置し、「岡山県再生品の使用促進に関する指針」^()を策定するとともに、循環型社会の形成に資する「岡山県エコ製品」^()の認定制度を創設し、132件を認定した。

（認定状況を資料編に掲載）

循環資源情報提供システム調査事業

循環資源に関する県内の情報を網羅したデータベース機能と情報の受発信機能を有するシステムを構築するための調査を行った。

(2) リサイクル運動の推進

ごみの発生抑制やリサイクル活動は、行政だけでなく事業者、県民が一体となって推進する必要がある。平成6年度に策定した「リサイクル推進行動計画」に基づき、地域に根ざした組織づくりを進めるとともに、「エコフェスタおかやま」の開催などのPR活動を実施し、全県的なリサイクル推進運動を展開している。さらに、平成11年3月に設置した「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」において、減量化・リサイクルの一層の促進を図る事業を実施している。(第1章、1、(2)参照)

(3) 各種リサイクル法の推進

容器包装リサイクル法⁽¹⁾の推進

平成7年6月16日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が公布、平成9年4月1日から本格施行され、平成12年4月1日からは、完全施行されている。

この法律は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化(リサイクル)を実施し、それぞれの責任分担に基づき、リサイクルを推進するものである。

県としては、市町村が作成した第3期の計画(平成15年度～19年度)を取りまとめ、分別収集促進計画を策定し、市町村における体制整備等を指導している。

(分別収集データを資料編に掲載)

家電リサイクル法の推進

平成10年6月5日に「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が公布、平成13年4月1日から施行されている。

この法律は、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機の家電4品目について、消費者(排出者)には廃棄の際に収集運搬料金とリサイクル料金の支

払い、小売業者には引き取り、製造業者等(製造業者、輸入業者)には再商品化等(リサイクル)を義務付けており、それぞれの役割分担に基づき、廃家電のリサイクルを推進するものである。

この法律の運用は経済産業省が行っているところであり、県としては、パンフレットの配布等により県民へ制度の周知徹底を図るとともに、市町村に対して廃家電の不法投棄対策等について指導している。

建設リサイクル法の推進

建築物等の分別解体と解体物等のリサイクルを促進するため、平成12年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」が公布され、平成14年5月30日から全面施行された。

県は、平成14年3月に「岡山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を策定し、平成22年度の再資源化等率の目標を、コンクリート塊100%、建設発生木材95%、アスファルト・コンクリート塊100%と定めた。

また、建設リサイクル法に基づく分別解体・再資源化等の実施状況の把握及び周知を目的に環境部局・土木部局合同で県下一斉パトロールを実施した。

自動車リサイクル法の推進

全国的に最終処分場の残存容量が逼迫している中で、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッダーダストの処分費用が高騰し、従来、有価物として流れていた使用済自動車の逆有償化現象が起こり、不法投棄等不適正処理が増加する懸念が生じている。そのため、国は、使用済自動車から発生する廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的として、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」を平成14年7月12日公布し、平成17年1月1日から全面施行される。

2 一般廃棄物⁽¹⁾の状況と対策

(1) 一般廃棄物の状況

ごみの排出量は平成3年度以降ほぼ横ばいの状態にあり、平成12年度は一時的に増加したが、平成13年度は、平成11年度までの状態で減少した。

埋立処分量は漸減傾向から、平成12年度は一時的に増加したが、平成13年度は再び減少した。資源化量は、順調に漸増傾向が続いていたが、平成13年度は前年度に比べて減少した。

図6-1：1人1日当たりのごみ排出量

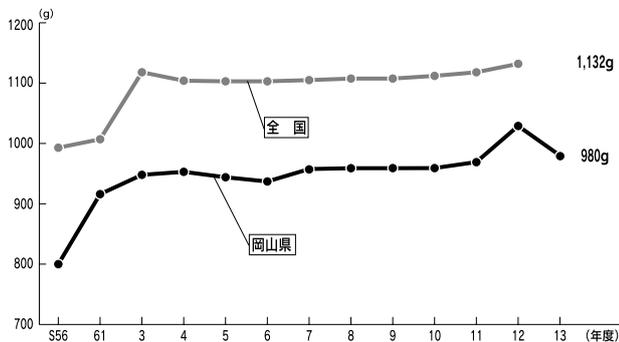


表6-1：ごみ排出量及び処理状況

区分	年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	総人口(人)		1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178
総排出量(t/日)		1,853	1,837	1,828	1,871	1,914	1,887	1,886	1,903	2,021	1,923
市町村処理量(t/日)		1,756	1,750	1,755	1,783	1,826	1,826	1,860	1,886	2,012	1,914
資源化等	直接焼却(t/日)	1,320	1,320	1,342	1,401	1,442	1,450	1,484	1,530	1,591	1,622
	資源化等(t/日)	161	167	162	184	194	208	204	208	243	200
	直接埋立(t/日)	275	263	251	198	190	168	172	148	178	91
自家処理量(t/日)		97	87	73	88	88	61	26	17	9	10
資源化量(t/日)		49	69	69	88	100	124	139	150	178	151
集団回収量(t/日)			115	119	128	138	147	153	161	167	172
焼却量(t/日)		1,345	1,347	1,369	1,422	1,463	1,469	1,501	1,548	1,615	1,645
最終処分量(t/日)		567	547	535	475	463	428	416	389	434	323

資源化等は、粗大ごみ処理施設や資源化施設での中間処理等をいう

資源化量は、市町村が資源化施設で資源化する量をいい、集団回収量は、住民団体等が自ら回収する資源の量をいう

焼却量は、直接焼却量及び中間処理残さの焼却量をいう

最終処分量は、直接埋立量並びに焼却残さ及び中間処理残さの埋立量をいう

ごみ処理の状況

ごみ処理の方法は、直接焼却、直接埋立、資源化等及び自家処理に大別できる。

平成13年度の総排出量の内、市町村による処理が99.5%、自家処理が0.5%となっている。市町村処理の内訳は、直接焼却が84.8%（1,622t/日）、直接埋立が4.8%（91t/日）、資源化等が10.4%（200t/日）となっている。

（詳細データを資料編に掲載）

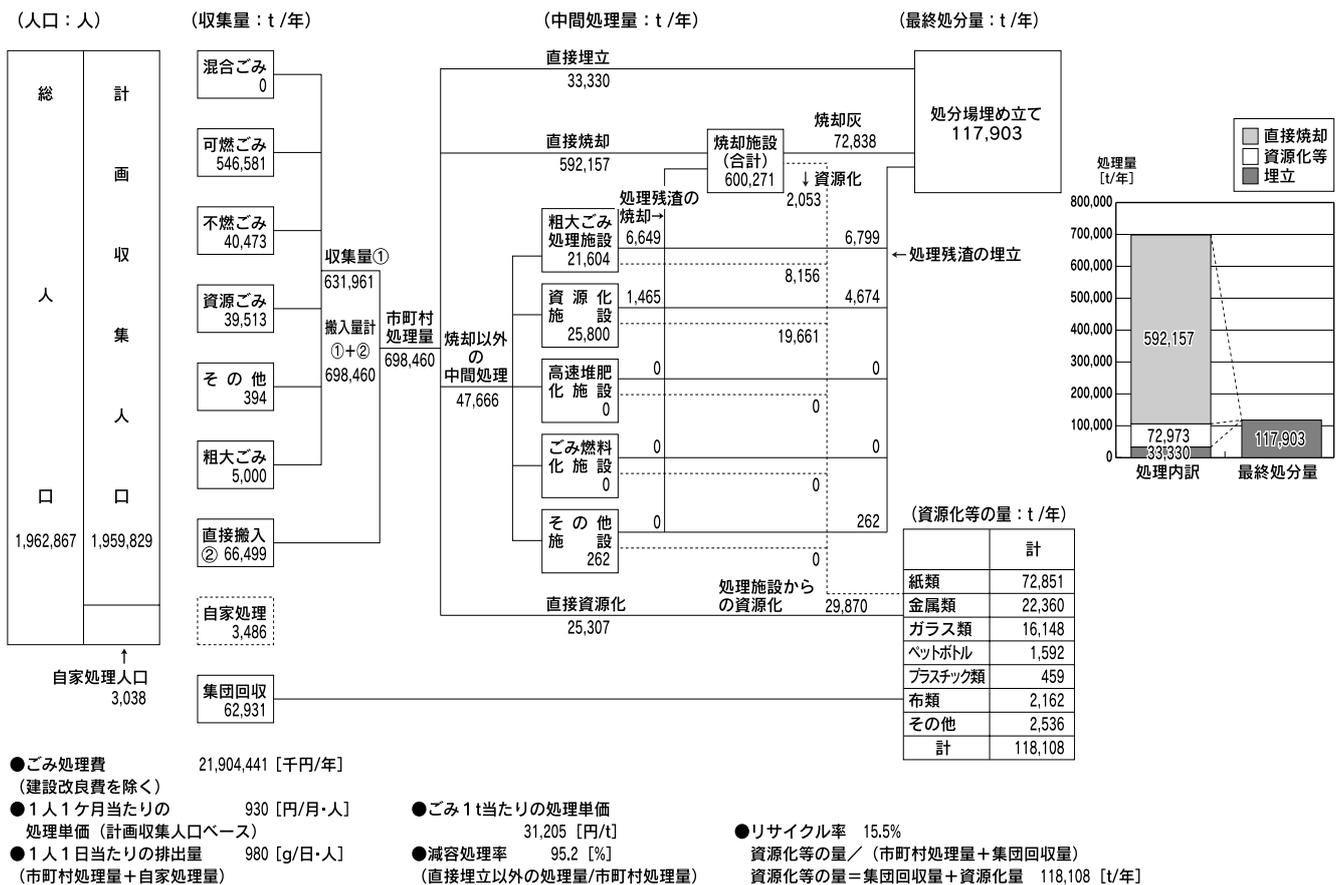
ごみ処理施設の状況

焼却施設は平成14年度末では28施設あり合計処理能力は2,709t/日、粗大ごみ処理施設は10施設が稼働中で合計処理能力は299t/日となっている。

また、再生利用施設として、リサイクルセンターが3施設、リサイクルプラザが4施設稼働中で、合計処理能力は141.6t/日となっている。

最終処分地施設は平成14年度末には38か所が稼働

図6-2：岡山県におけるごみ処理フローシート（平成13年度）



しており、合計埋立面積は463,371m²、合計埋立容量は2,936,319m³となっている。

また、平成13年度末の残存容量は約90万m³で、今後、新たな最終処分場が整備されないと仮定すれば約7年で満杯となることが予想される。

(施設一覧を資料編に掲載)

リサイクルの推進状況

廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、今後の循環型社会形成に向けた廃棄物、リサイクル対策に関する行政の基本的方向を定めた「岡山県廃棄物処理計画」を平成13年度に策定している。この計画では、最終年度である平成17年度にはリサイクル率を25.5%としている。

なお、リサイクル率とは、市町村で資源化された量(55,177t)と町内会などの集団回収で資源化された量(62,931t)の合計(118,108t)を市町村処理量と集団回収量の合計(761,391t)で割った値(15.5%)である。(カッコ内は平成13年度における値である。)

また、平成13年度末現在、資源ごみの分別収集は

74市町村で実施されている。

し尿の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理方法は、し尿処理施設、下水道投入に大別される。

平成13年度の総排出量の内97.5% (826千kl) が市町村で処理されており、自家処理が2.5% (21千kl) となっている。市町村処理の内訳は、し尿処理施設での処理が87.7% (724千kl)、下水道投入が11.2% (93千kl)、その他が1.1%(9千kl)となっている。

平成14年度末現在で稼働中のし尿処理施設は、22施設となっている。

し尿・浄化槽汚泥の排出量は、下水道の整備が年々進む一方、合併処理浄化槽の設置に伴う汚泥が増加しているため、収集処理量は横ばいである。なお、平成13年度におけるし尿の排出量は394千klで、1人1日当たりの排出量は2.2ℓである。

(詳細データを資料編に掲載)

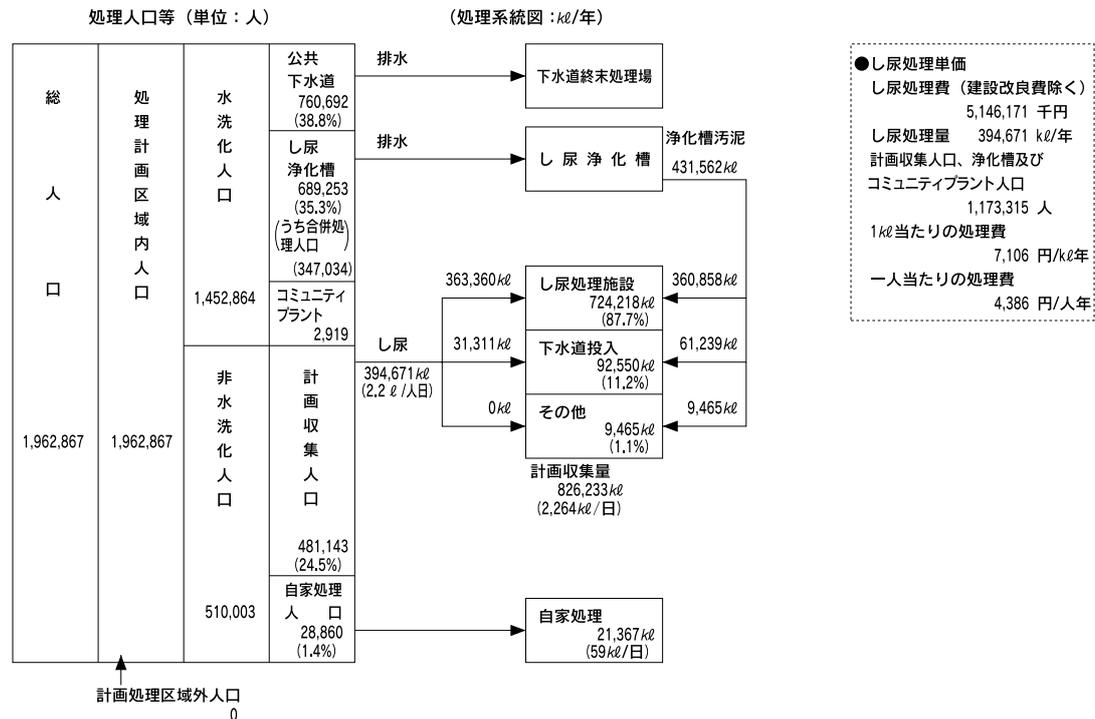
表6 - 2 : リサイクル率の推移

区 分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
リサイクル率(%)	10.0	11.5	12.3	13.7	14.5	15.2	15.9	15.5

表6 - 3 : 分別収集の状況 (平成13年度末)

区 分	市町村数	市 町 村 名
17種分別	2	長船町、早島町
16種分別	1	笠岡市
15種分別	0	
14種分別	2	岡山市、倉敷市
13種分別	3	御津町、加茂川町、船穂町
12種分別	7	玉野市、井原市、哲多町、中央町、勝央町、奈義町、勝北町
11種分別	3	大佐町、落合町、旭町
10種分別	6	山陽町、総社市、山手村、寄島町、哲西町、津山市
9種分別	11	牛窓町、赤坂町、清音村、真備町、里庄町、矢掛町、北房町、勝山町、久世町、美甘村、新庄村
8種分別	3	邑久町、鴨方町、芳井町
7種分別	14	灘崎町、瀬戸町、熊山町、吉井町、吉永町、佐伯町、和気町、高梁市、有漢町、賀陽町、成羽町、川上町、備中町、加茂町
6種分別	9	備前市、日生町、富村、奥津町、上斎原村、大原町、東粟倉村、西粟倉村、作東町
5種分別	7	建部町、金光町、美星町、新見市、鏡野町、久米町、柵原町
4種分別	5	神郷町、久米南町、勝田町、美作町、英田町
3種分別	5	湯原町、川上村、八束村、中和村、阿波村
計	78	

図6 - 3 : 岡山県におけるし尿処理の状況 (平成13年度実績)



浄化槽の状況

浄化槽の設置基数は、平成14年度末現在で約21万1千基である。内訳は、単独処理浄化槽が約65%で、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽が約35%となっている。

平成14年度に新設された約6千基の浄化槽は、浄化槽法の改正により、すべて合併処理浄化槽である。

また、平成14年度末における生活排水の処理人口普及率（汚水処理施設整備率）は、下水道が43.4%、農業集落排水処理施設が1.8%、合併処理浄化槽等が17.0%となっている。

（2）一般廃棄物の適正処理対策

近年の生活水準の向上などにより、廃棄物の質の多様化は著しいものがあり、施設整備及び能率アップの必要性が高まっている。加えて、昭和50年代に施設整備を行った施設が更新時期を迎えている。

このため、市町村が能率的な清掃事業の実施に努めるよう指導するとともに、一般廃棄物の適正な処理が行えるよう指導している。また、一般廃棄物の減量を図るため、住民の自主的な活動を推進している。

さらに、平成9年度に策定した「岡山県ごみ処理

広域化計画」に基づき、市町村の「一般廃棄物処理計画」を見直し、計画的な施設整備を行うよう指導している。

また、平成9年6月に改正された廃棄物処理法等の遵守及び平成9年1月に国が示した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った対策や、平成10年3月に指摘された不適正処分場の適正閉鎖と新たな処分場の確保等の対策を徹底するよう指導している。

（ダイオキシン類測定結果を資料編に掲載）

一般廃棄物処理施設の立入検査

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導するため、平成14年度は、ごみ処理施設100件、再生利用施設15件、し尿処理施設23件、埋立処分地施設40件の立入検査を実施した。

浄化槽の適正な設置と管理

浄化槽の機能を維持するためには、適正な設置と定期的な保守点検が必要である。

平成14年度末における浄化槽保守点検業者等は、浄化槽工事業者が701業者、浄化槽保守点検業者が40業者（資料編参照）、浄化槽清掃業者が40業者と

表6 - 4：浄化槽の設置状況

年 度	11	12	13	14
単 独 処 理 浄 化 槽	145,703	143,373	141,001	137,357
合 併 処 理 浄 化 槽	54,867	62,230	68,494	73,912
計	200,570	205,603	209,495	211,269

表6 - 5：浄化槽法定検査結果

区分 年度	7条検査	適 正		おおむね適正		不 適 正	
	11条検査	件	%	件	%	件	%
11	9,019	6,769	75.1	2,062	22.9	188	2.0
	153,520	99,048	64.5	52,115	33.9	2,357	1.6
12	8,679	6,247	72.0	2,309	26.6	123	1.4
	154,789	101,477	65.6	50,668	32.7	2,644	1.7
13	8,180	5,925	72.4	2,047	25.0	208	2.6
	155,699	103,677	66.6	47,299	30.4	4,723	3.0
14	6,721	5,144	76.5	1,471	21.9	106	1.6
	159,164	108,489	68.2	44,469	27.9	6,206	3.9

なっており、これらの業者を対象に、「浄化槽法」
「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例」等関係法令の周知徹底及び技術指導を行っている。

また、浄化槽法に基づく知事指定検査機関として、(社)岡山環境検査センター、(社)倉敷環境検査センター及び(財)岡山県健康づくり財団の3機関を指定し、水質検査を実施している。平成14年度では、7条検査は100%、11条検査は約75%の実施率となっており、検査結果に基づく改善指導を行っている。

また、法定検査で不適と判定された浄化槽及び新設浄化槽を対象に、適正な管理や使用方法を指導するための立入検査や設置者教育を実施している。平成14年度は、387基の浄化槽の立入検査を実施するとともに、浄化槽設置者講習会を2回(延べ参加者295人)実施した。

(業者の登録状況を資料編に掲載)

合併処理浄化槽設置促進事業

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化

槽は、今や、下水道や農業集落排水施設とともに、市町村における生活排水対策の柱となっている。

このため、環境省においては、昭和62年度から合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を創設し、その普及を図っている。また、本県においても、昭和63年度に国に準じて補助金を交付する制度を創設しており、現在までに51,456基に対して補助を行っている。さらに、新見市、神郷町、哲西町及び湯原町において、特定地域生活排水処理事業を取り組み、市町村自らが設置者となり面的な整備を図っている。

表6-6：合併処理浄化槽設置整備事業の実施状況 (単位：千円)

年度	市町村数	設置基数	総事業費	国庫補助金	県費補助金
S62~H11	65	37,568	28,898,769	7,672,551	7,353,270
12	61	5,269	2,862,247	723,251	621,773
13	61	4,692	2,084,655	634,745	552,468
14	57	3,927	1,726,676	530,148	469,829
合計		51,456	35,572,347	9,560,695	8,997,340

3 産業廃棄物()の状況と対策

(1) 産業廃棄物の状況

社会経済の発展に伴い、事業活動により排出される産業廃棄物の発生量が増大し、質的にも多様化している。平成13年度実施した「平成9年度実績のフォローアップ調査」によると、平成12年度の県内総発生量は、1,173万トン/年で、前回調査の平成9年度の総発生量に比べると67万トン/年(6.0%)の増加となっているが、産業廃棄物の資源化が進み、最終処分量は101万トン/年で、前回調査に比較し、49万トン(33%)の減少となっている。(関係データを資料編に掲載)

このことは、排出事業者の適正処理意識の高揚や処理・リサイクル技術が着実に進展していることを意味するものであるが、一方依然として不法投棄や野焼きなどの不適正処理も多くみられる。また、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の

処理施設は、住民の不安や不信感の高まりを背景として、確保がますます困難となっているとともに、適正処理が困難な産業廃棄物の増大、産業廃棄物の広域的な移動などの問題が生じてきているなど、産業廃棄物を取り巻く状況はきわめて深刻である。

産業廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物の処理は、排出者が自ら実施することが原則であるが、自ら実施できない場合には、産業廃棄物処理業の許可を得た業者に委託することができる。これら産業廃棄物処理業者の許可に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき厳正な審査を行っている。

平成15年3月末の許可状況は表6-7のとおりである。

産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、知事の設置許可を受けている産業廃棄物処理施設は、表6-8のとおりである。

なお、平成10年6月に施行された改正法においては、産業廃棄物の処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続が規定されており、この手続を厳正に運用し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていく。

産業廃棄物の最終（埋立）処分

県内で発生する産業廃棄物の最終（埋立）処分量は、実態調査を実施した昭和58年度で1,660千t、平成4年度で1,880千t、平成9年度で1,498千t、平成12年度1,005千tとなっており、中間処理による減量化・再（生）利用が徐々に進んできているが、なお、一層促進する必要がある。

多量排出事業者の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成13年度から産業（特別管理）廃棄物の多量排出事業者は、産業（特別管理）廃棄物処理計画を提出しなければならなくなった。

平成14年度の提出状況は、次のとおりである。

産業廃棄物処理計画	90件
特別管理産業廃棄物処理計画	23件

（財）岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場

第三セクターとして設立された（財）岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場は、昭和54年に営業を開始して以来25年を迎え、平成14年度末における埋立処分累計は16,030千tとなっている。

また、昭和58年度から平成10年度までは、下水道汚泥などのコンクリート固化処理、平成11年度からは、下水道汚泥、廃プラスチック類の焼却処理による中間処理事業を実施しており、県下の産業廃棄物適正処理体制の中核的な存在である。

図6-4：産業廃棄物の種類別発生量（平成12年度）

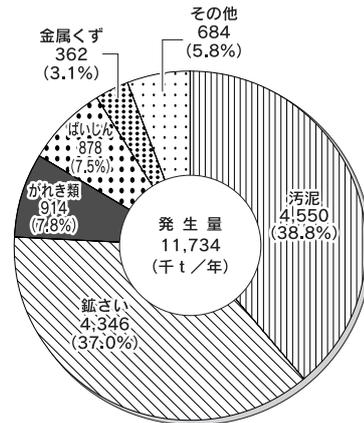


図6-5：産業廃棄物の種類別減量化量（平成12年度）

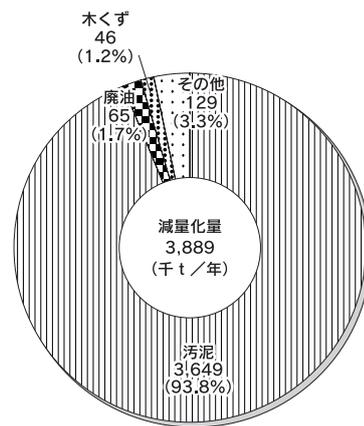


図6-6：産業廃棄物の種類別資源化量（平成12年度）

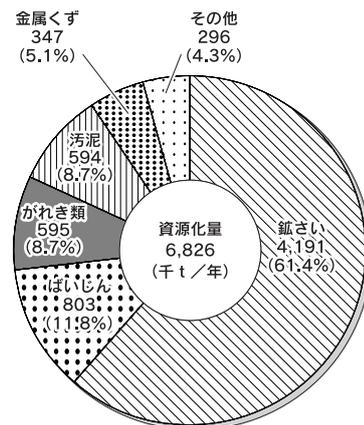


図6-7：産業廃棄物の種類別最終処分量（平成12年度）

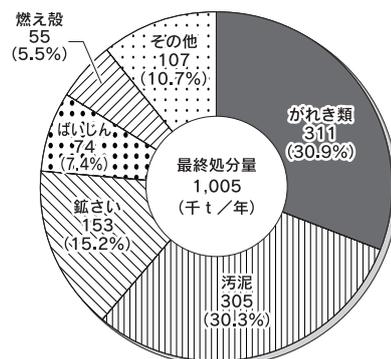


図6-8：産業廃棄物の業種別発生量（平成12年度）

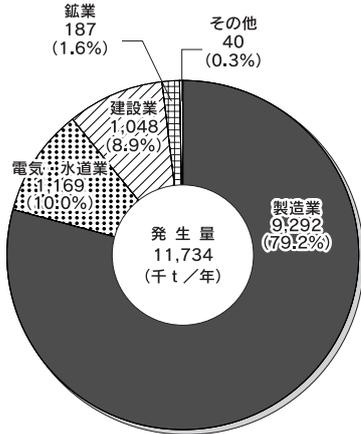


図6-9：産業廃棄物の業種別減量化量（平成12年度）

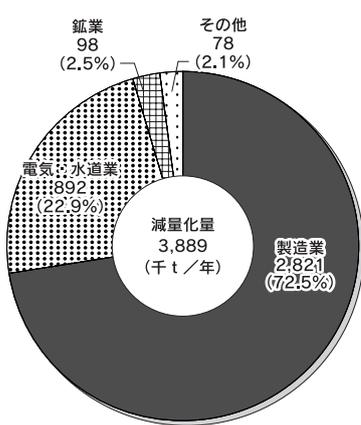


図6-10：産業廃棄物の業種別資源化量（平成12年度）

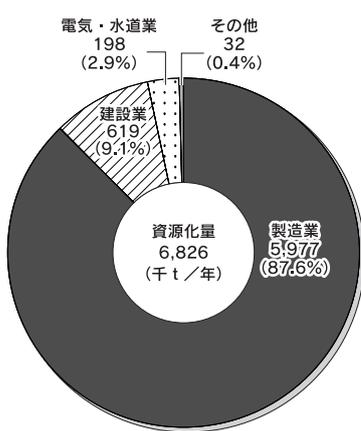


図6-11：産業廃棄物の業種別最終処分量（平成12年度）

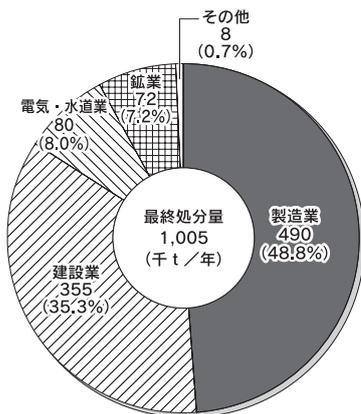


表6-7：産業廃棄物処理業の許可状況

(平成15年3月末現在)

産業廃棄物処理業の種別		許可業者数	
産業廃棄物	収集運搬業	2,139 (249)	
	処分業	中間処理	132 (16)
		最終処分	7 (0)
		中間処理・最終処分	5 (0)
計		2,283 (265)	
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	230 (7)	
	処分業	中間処理	5 (0)
		最終処分	1 (0)
		中間処理・最終処分	-
計		236 (7)	
総計		2,519 (272)	

(注) 1 ()は平成14年度の新規許可件数
2 岡山市、倉敷市内分の許可業者は除く

表6-8：産業廃棄物処理施設の状況

(平成15年3月末現在)

施設の区分	施設の種別	施設数
中間処理施設	汚泥の脱水施設	49
	汚泥の乾燥施設	6
	汚泥の焼却施設	2
	廃油の油水分離施設	4
	廃油の焼却施設	2
	廃プラスチック類の破碎施設	11
	廃プラスチック類の焼却施設	5
	木くず、がれき類の破碎施設	83
	コンクリート固化化施設	1
	産業廃棄物の焼却施設	17
小計		180
最終処分場	安定型処分場	15
	管理型処分場	12
小計		27
合計		207

表6-9：(財)岡山県環境保全事業団の最終処分場の概要

処分場の位置	倉敷市水島川崎1丁目地先
埋立面積	962,580m ²
埋立容量	12,691,000m ³
埋立開始	昭和54年4月
建設費	13,740百万円

表6-10：(財)岡山県環境保全事業団の中間処理及び最終処分の状況

(単位：千t)

年度	S54～H9	10	11	12	13	14	累計
中間処理量	383.26	43.04	52.25	52.05	52.34	52.37	635.31
最終処分量	14,836	356	278	173	164	225	16,030

(注)四捨五入のため年度計と累計は一致しない

図6-12：廃棄物交換情報制度の流れ

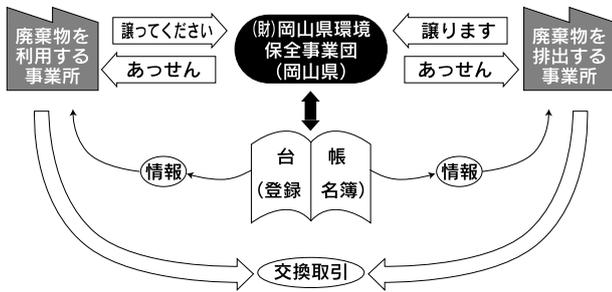


表6-11：廃棄物交換情報制度による紹介・あっせん状況

年度	紹介・斡旋	取引成立
S62～H9	127件	19件
10	24件	1件
11	12件	0件
12	53件	0件
13	27件	0件
14	10件	1件

(2) 産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物は、事業者がその処理責任に基づき適正処理することが原則となっており、あらゆる機会を通じてこの原則を徹底させるよう努めている。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成14年3月に「岡山県廃棄物処理計画」を策定している。(概要を資料編に掲載)この計画は、広くパブリックコメントを求めたうえ、「岡山県環境審議会廃棄物対策部会」において検討のうえ策定したもので、基本的な施策として、排出事業者処理責任の徹底・強化、発生(排出)抑制と再利用・再利用の推進、適正処理の推進、廃棄物処理施設の計画的な整備の促進を定めており、この施策に沿って対策を進めている。

処理業者の育成・指導

処理業者の産業廃棄物の適正処理に関する認識は向上してきているが、一部の者による不法投棄や委託基準違反などの不適正処理の事例もあり、このような行為が産業廃棄物処理に対する住民の不信感を招いている状況にある。

このため、講習会や立入検査を実施するとともに、関係業界団体などと協力し、処理業者の適正処理意識の向上や処理技術の向上を図っていく。

平成14年度において、不法投棄や不適正な保管などを防止するため、産業廃棄物排出事業者576件、処理業者338件、公共団体18件の立入検査を実施し、適正処理について指導した。

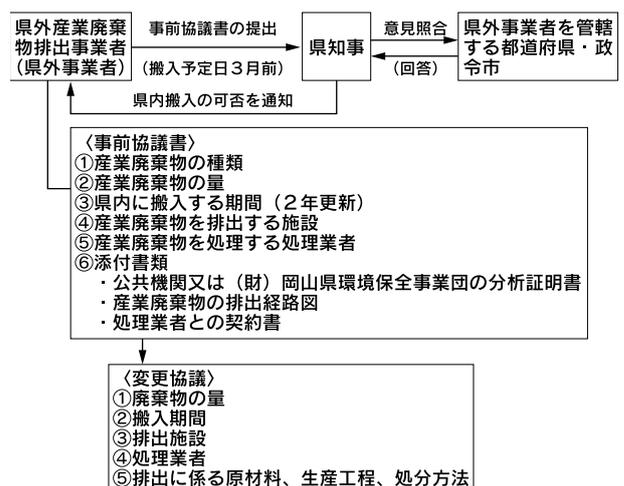
不法投棄等不適正処理の防止

各地方振興局において、市町村等関係者と連携し監視指導を実施するとともに、知事が委嘱した156人の「廃棄物適正処理推進員」による環境パトロールを行っている。また、陸上からの監視が困難な島しょ部や山間地においては、小型航空機による空からの監視を実施し、不法投棄などの不適正処理に対処している。

平成14年度において、廃棄物適正処理推進員による環境パトロールの出動回数は1,822回で、産業廃棄物13件、一般廃棄物233件、その他12件の計258件の不法投棄等を発見している。また、航空機による上空からの監視を11月上旬から中旬にかけて4回実施し、不法投棄等を6件発見している。

不法投棄を発見した場合には、地方振興局職員が

図6-13：事前協議制度



発見箇所の調査を行い、違反者に対して撤去等の指導を行っている。

また、必要に応じて、適正処理に関し専門的な知識及び設備・機材を有している「社団法人岡山県産業廃棄物協会」等の協力を得ている。

なお、平成10年12月1日から産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用がすべての産業廃棄物に義務付けられたことから、この制度の運用を厳格に指導した。

発生量の抑制と減量化・資源化

平成13年度に実施した「平成9年度実績のフォローアップ調査」によると、平成12年度における産業廃棄物の総発生量は、前回調査の平成9年度に比べ6.0%増加しているが、資源化が進み、最終処分量は33%減少している。

しかしながら、その量は101万トン/年と多量であり、排出事業者に対し、廃棄物発生量の抑制と減量化・資源化に向けた取組をより一層促していく。

具体的な対策としては、平成13年度に制定した岡山県循環型社会形成推進条例の規定に基づき、県は多量に排出される循環資源のうち発生の抑制及び循環的な利用を推進することが必要と認められるものを指定して、排出抑制等に関する指針「ごみゼロガイドライン」を定め公表することとしている。平成14年度は、産業廃棄物である「汚泥」を循環資源に指定して「ごみゼロガイドライン（汚泥編）」を策定し、関係者への周知を図った。

また、産業廃棄物の資源化・再利用を促進することを目的として、「廃棄物交換情報制度」を昭和62年度から実施している。この制度は、再生利用できる産業廃棄物を排出する事業所及び利用する事業所の情報を（財）岡山県環境保全事業団（岡山県から委託）が収集し、その情報を提供することにより、産業廃棄物の資源化・再利用を促進するもので、今後一層の活用を促進する必要がある。

産業廃棄物の広域移動の対策

産業廃棄物の県内への搬入については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」（昭和52年岡山県規則第61号）に基づき、県内に持ち込む3か月前までに県外の排出事業者から知事に事前協議を行う制度を設けているとともに、搬入できる期間は2年間としている。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、排出施設等を申請させるとともに、公的な測定機関等による有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性などの確認を行っているところであり、今後とも厳正な運用を図っていく。

岡山県規則に基づく県外産業廃棄物の事前協議は、年間300件余りで推移していたが、近年、増加傾向にある。

年 度	平成8	9	10	11	12	13	14
件 数	318	378	371	608	568	798	663

苦情処理

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に関する苦情件数は次のとおりであり、関係機関と協力し、苦情の解決に努めている。

主な苦情内容は、不法投棄、野焼き、大気汚染、水質汚濁などである。

年 度	平成8	9	10	11	12	13	14
苦情処理件数	114	241	230	213	286	210	263

（3）公共関与産業廃棄物処分場建設の推進

産業廃棄物の最終処分場は、施設に対する住民の不安などから民間での設置が困難となっている。このため、安全面や環境保全などに万全を期したモデル的な処分場の整備を公共関与で進めていくこととし、その整備場所を現在の（財）岡山県環境保全事業団水島処分場に隣接する泊地とすることを設置検討委員会の検討結果を踏まえて決定した。

平成14年度は、最終処分場建設のために港湾計画を改定し、新処分場の基本計画調査及び環境影響評価方法書素案の作成を行った。

（4）焼却施設のダイオキシン対策

ダイオキシン類については、焼却施設からの発生が大部分を占めるといわれている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則の改正（平成9年12月施行）に伴う規制強化に対応し、基準の遵守、ダイオキシン類の測定の実施などについて、焼却炉の設置者に対し強力に指導している。

なお、ダイオキシン類の排出濃度測定については、平成14年12月1日現在で稼働中の9施設について、暫定基準値80ng-TEQ/m³を超える施設はなかった。

(測定状況を資料編に掲載)

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理対策

平成13年7月15日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、高圧トランス、コンデンサ等ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者は、その保管状況等について毎年度の届出が義務づけられたため、法の周知徹底を図るとともに届出指導を行った。

平成14年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管等届出状況

届出事業場数	325事業場
--------	--------

種 類	保 管	使 用
高 圧 ト ラ ン ス	29基	8基
高 圧 コ ン デ ン サ	1,344基	198基
低 圧 ト ラ ン ス	4基	
低 圧 コ ン デ ン サ	1,076基、6kg	2基
照 明 用 安 定 器 等	7,269個、0.28m ³	1,656個
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	1,119kg	
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 入 油	4,136kg	
廃 ウ エ ス	10kg	
そ の 他 の 廃 棄 物	8個	9個

また、これらのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、平成13年11月1日に環境大臣の認可を受けた「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に基づき、環境事業団が北九州市若松区響灘地区に建設する処理施設において、今後処理される予定であるが、それまでの間は排出事業者において、適正に保管することが義務づけられており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正保管等を指導した。